

名古屋市後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置設置事業 補助金 事業者向け資料

高齢者の自家用車への『後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置』の設置を促進するため、事業者の皆様により市補助金を交付することで、補助金相当額を差し引いた金額で装置の販売、取付を行っていただくための手続きです。 ※補助金の一部は愛知県からの間接補助です。

〈事業者様に行っていただくこと〉

①事業者登録	補助金申請にかかり、市へ事業者様の情報について、事前に登録をする必要がございます。提出書類は、郵送でお送りください。
②補助金申請・請求	補助金について、事業者様により申請、請求及び受領をしていただくことです。お客様からは、補助金額を除いた額を領収してください。

〈お客様の補助要件等〉

補助対象の高齢者	満65歳以上で、市内在住の方 ※1人につき補助は1回まで
補助対象車両	補助対象者が普段から使用していて、本人が使用している自動車（事業用自動車は除く）
補助対象装置	ペダルの踏み間違い等による急発進を抑制する機能を有する装置（国土交通省の性能認定を受けたもの）（以下「装置」という）
補助金額	装置の販売及び設置に要する費用（国のサポカー補助金相当額を差し引いた額）の5分の4の額（1,000円未満の端数切捨て）
補助上限額	○障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置等 32,000円 ○ペダル踏み間違い急発進抑制装置 16,000円

補助金交付に係る事務手順

1

後付け装置取扱事業者登録申請

- 認定には2週間ほどかかります
- 詳細は最終面をご覧ください

後付け装置取扱事業者認定

2

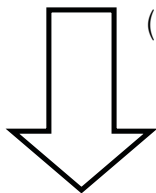
装置の販売・設置及び精算

- (1) お客様の資格確認（運転免許証及び車検証で確認）
 - 1 市内に在住し、令和3年3月31日時点で65歳以上の方であること
 - 2 有効な運転免許証を保有していること
 - 3 車検証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載された自動車であること
 - 4 車検証上の「使用者の氏名又は名称」欄に記載された氏名と、保有している運転免許証に記載された氏名が同一であること
- (2) お客様による名古屋市後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置設置事業補助金申込書兼誓約書（以下「申込書」という。）
（交付要綱に定める様式第5号）の記入、押印
- (3) 装置の販売・設置に要する費用から補助金額を控除した額で精算

3

補助金申請（装置の販売・設置から原則1箇月以内）

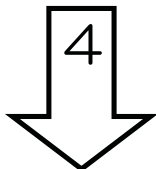
- (1) 書類の作成
 - お客様が作成するもの
 - 申込書（様式第5号）
 - お客様から預かり、事業者で写しをとるもの
 - 運転免許証
 - 車検証
 - 事業者で作成するもの
 - 名古屋市後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置設置事業補助金交付申請兼実績報告書（様式第8号）
 - 申請者リスト（様式第8号別紙付表）
 - 高齢者の支払額がわかるもの（領収書等）の写し
（装置の販売・設置に要する費用からサポカー補助金等及び本補助金の金額が控除されていることが確認できるもの）



(2) 書類の提出

- 「3-(1) 書類の作成」で作成した書類の提出
提出先 名古屋市後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置
設置事業助成事務局

補助金申請に係る審査及び交付決定兼補助金確定通知



4 補助金請求

- ・請求書（様式第10号）の提出

請求に基づき、補助金を交付

- ※ 補助金のお振込みには市への口座振替登録が必要です。
詳しくは市Webサイトをご覧ください。
- ※ 口座振替登録時にご登録いただいた、ご指定の金融機関口座にお振込みいたします。
- ※ 通常、3の補助金申請から補助金のお支払いまで2か月程度の期間を要します。

補助金額算出の例

補助金額	装置の販売及び設置に要する費用（国のサポカー補助金の額を差し引く）の5分の4の額（1,000円未満の端数切捨て）	
補助上限額	○障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置等	32,000円
	○ペダル踏み間違い急発進抑制装置	16,000円

(例1) 障害物検知機能付きの装置の販売・設置費用が6万円である場合

(6万円-4万円(国のサポカー補助金))×4/5=16,000円

→補助金額は16,000円

(例2) 障害物検知機能付きの装置の販売・設置費用が10万円である場合

(10万円-4万円(国のサポカー補助金))×4/5=48,000円

→上限額が32,000円のため補助金額は32,000円

補助の対象になるのは、

令和2年4月20日(月)～令和3年2月14日(日)

に販売・設置をした後付け装置です。

※予算の上限に達した場合は期間中であっても補助を終了することがあります。

後付け装置取扱事業者登録

後付け装置取扱事業者登録とは・・・

- 本補助金の交付を受けるためには、後付け装置取扱事業者としての市への登録が必要となります。
- ※ 国のサポカー補助金における後付け装置取扱事業者として登録されている必要があります。
- 後付け装置取扱事業者登録は各店舗ごとでも行うことができます。

後付け装置取扱事業者登録をしていただく・・・

- 市のWebページ等で、後付け装置取扱事業者として公開します。
- お客さまのお支払いは、補助金額分を差し引いた額となります。

後付け装置取扱事業者登録提出書類

- 1 名古屋市後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置設置事業補助金事業者認定申請書（様式第1号）
 - 2 補助対象事業を実施する店舗等の一覧（様式第2号）
 - 3 サポカー補助金における後付け装置取扱事業者認定通知の写し
- 上記の書類を地域安全推進課まで郵送にてご提出ください。
（様式は市のWebページ上で順次公開します）

■お問い合わせ先■

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所スポーツ市民局地域安全推進課 大西・森岡

電話：(052) 972-3040(3月末まで)

(052) 972-4410(4月以降)

F A X：(052) 972-4823

E-mail：a3123@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp(3月末まで)

a3124@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp(4月以降)